

論文

ファミリーホームにおける児童への権利擁護に関する研究 ～能動的権利の保障から～

中 安 恆 太

Study on the Rights of the Child Protection in Family Home
～From the Advocacy of the Active Right～

NAKAYASU Kota

The purpose of this paper is to explore the practice of the active right of the child of the Family Home. The Family Home is placed in the family-based-care and Japan is working to promote from the children's home of institution care to the family-based-care.

The author interviewed four individuals who are carers of the family home, and analyzed these results with the KJ method. Although seven categories are provided and the children need to care that is appropriate to each individual with effect of wife and husband, the biological child of caregivers. The author suggests that the care of Family Home affect the future of children.

Keywords : family home, family-based-care, advocacy, active right

キーワード : ファミリーホーム、家庭養護、権利擁護、能動的権利

本研究は、施設養護から家庭養護への促進を図っている日本において、家庭養護に位置付けられているファミリーホームの委託児童に対する能動的権利の取組みを明らかにし、養育内容を検討することを目的とした。ファミリーホームの養育者4名のインタビュー調査を行い、KJ法を援用して能動的権利に関連した項目を分類した。その結果、7つのカテゴリーが得られ、委託児童に対して能動的権利を保障するには施設と異なり少人数による生活の中で、養育者の配偶者や実子の支援も受けながら一人ひとりの状態に合わせた対応を行うことが必要であった。その基盤があるからこそ、将来に影響を与える進路について能動的な選択をしていることが示唆された。

1. 研究の背景と目的

近年、保護者の虐待や保護者の精神疾患を理由に実親とともに生活できない社会的養護の

必要な児童は約 46,000 人であり、そのうち 8 割以上が児童養護施設等に入所している（厚生労働省 2016）。不適切な養育を受けてきた児童は愛着障害（Attachment Disorder）等を抱えている特徴があり、個別にきめ細やかな対応が必要である。しかし施設の半数は 1 養育単位が 20 名以上の大舎制であり、集団生活となっているのが現状である。これでは食事時間や入浴時間等、集団養護による時間に区切られた生活が優先されてしまい、児童一人ひとりの状況に合わせた養育は困難である

児童一人ひとりの状況に合わせた養育を行うためには、少人数による家庭的な雰囲気での生活が必要であろう。2008（平成 20）年の児童福祉法改正時には、新しい選択肢として里親を拡大した形で、一般住居にて定員 5～6 名で生活する小規模住居型児童養育事業（以下、ファミリーホーム）が創設された¹⁾。厚生労働省はファミリーホームを里親とともに「家庭養護」²⁾と位置付けており、社会的養護の必要な児童が家庭に準じた環境で生活できるよう設置の促進を図っている。養育者の住居に児童を迎え入れる家庭養護の養育形態をとることで、集団養護と異なり一貫した養育者の支援を家庭の中で受けることができる。虐待等、不適切な養育を受けてきた児童が安心・安全な生活を送ることが可能になり、精神的な安定を図れるからこそ児童の主体性、つまり能動的な権利も保障できると考える。2016（平成 28）年の児童福祉法改正において「児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」（第 2 条）と児童の意見、つまり能動的な権利を最優先で考慮されることが明文化され、より配慮していくことが必要となった。

したがって、児童の能動的権利に焦点を当てて調査することは重要である。しかし、ファミリーホームにおける能動的権利についての報告はほぼ見当たらない。本稿においてはファミリーホームにおいて、委託児童に対する能動的な権利の取組みを明らかにすることを目的とする。ここでの能動的権利とは、日本が批准している国際連合の「児童の権利に関する条約」に照らし合わせ、特に「意見を表す権利」（第 12 条）「表現の自由」（第 13 条）とする。2016（平成 28）年の児童福祉法改正では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」（第 1 条）と改定されたことから「児童の権利に関する条約」の内容に準じて考える必要がある。

2. 社会的養護におけるファミリーホームの必要性

厚生労働省（2016）によると、社会的養護の必要な児童の特徴として被虐待児や発達障害等、何かしらの障害を持つ児童が増加し、施設に措置されている児童の約 6 割は被虐待児であり、約 3 割は障害があることが報告されている。複雑な背景を持つ児童にとって家庭養護のほうが施設を中心とした集団養護より個々の特性に合わせた養育が可能となるだろう。しかしながら、日本においては家庭養護よりも施設での集団養護中心に政策が展開されてきた経緯がある。その結果、恩寵園事件³⁾等の施設内虐待が起き、施設養護については「人間が人間らしく生きるのが難しい、生活環境としての問題が繰り返し指摘される」（北川

2005) ことや、『施設では健全な子どもの育成は無理である』などといった主張が今日でも生き続けている」(飯浜 2005) 等、不適切な養育の問題が指摘されてきた。

このような状況もあり、2010(平成 22)年には国際連合の児童の権利に関する委員会から、親の養護のない児童は「家族型環境において児童を養護すること」(外務省訳 2010)と日本の施設処遇に対する改善勧告を通知した。それを受け 2011(平成 23)年に厚生労働省は「社会的養護の課題と将来像」の中で家庭分離が必要な児童の約 90%が施設へ措置されている現状を改善していくことを示し、翌年には「里親及びファミリーホーム養育指針」(以下、養育指針)を作成した。そしてその中の基本指針の中に「一貫かつ継続した特定の養育者の確保」「特定の養育者との生活基盤の共有」といった家庭養護の要件が示された。施設では交代勤務や離職や異動に伴い特定の養育者が突然変更になり、それが原因で児童が大人への不信感を募らせ安心した生活が保障できないことがある。里親やファミリーホームでは養育者の家庭で生活するため継続した養育が可能であり、長い期間一定の養育者が関わることで、安心・安全な生活の基盤を作ることができるのではないだろうか。

しかし、平成 27 年(2015)年度末では日本の里親・ファミリーホームへの委託率は 16.5%であり、主な先進国に対して日本は低い(図 1)。この状況を改善するため平成 27 年に閣議決定された「少子高齢化対策綱」では、ファミリーホームの設置数を 2015(平成 27)年度の 257 か所から 2019(平成 31)年度には 520 か所の設置をし、家庭養護の委託率を全体の 22%まで引き上げることを目標とした。中安(2015)はファミリーホームにおいて一貫した養育者と信頼関係を結ぶからこそ児童の権利が保障されることを明らかにしており、社会的養護が必要な児童の能動的権利の保障のためにも設置を促進していくことは必要と考える。

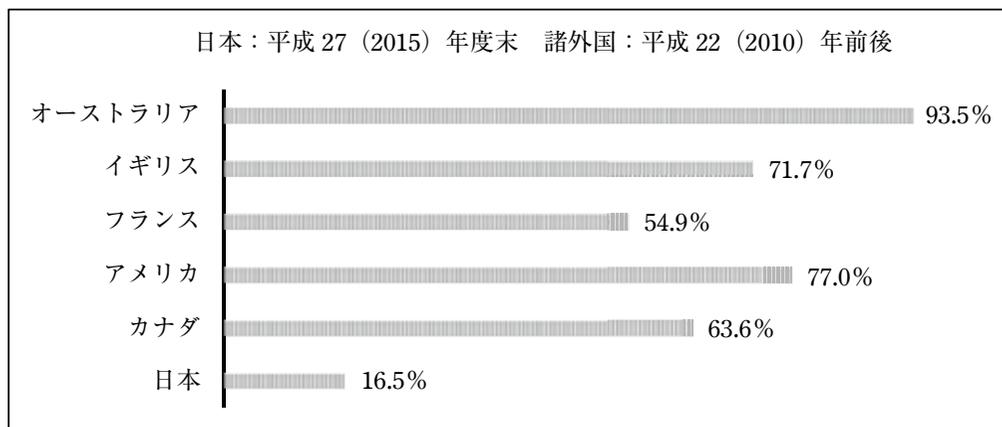


図 1 日本と諸外国における家庭養護の委託率

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者：開原久代(東京成徳大学)「平成 23 年度厚生労働科学研究」を一部改訂

※日本のデータは厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課『社会的養護の課題と将来像の実現に向けて』(平成 28 年 7 月)より引用

※家庭養護の概念は諸外国により異なるが主に里親のことをいう

3. 社会的養護における権利擁護の動向

ファミリーホームにおける権利擁護について先行研究を整理するため、キーワードを「ファミリーホーム」「権利擁護」とし、2016年9月末までの文献を対象にCiNiiにて検索した。ただし、主題または副題に「権利擁護」が含まれるものとし、シンポジウム発表や雑誌記事の抄録など論文ではないものは除いて精査したが、ファミリーホームにおける権利擁護に関する学術論文は公開されていなかった。また、ファミリーホームと同じ家庭養護である「里親」に関する権利擁護についても同様であった。

そこで、キーワードを「社会的養護」と社会的養護の必要な児童の多くが措置される「児童養護施設」まで拡大し、「権利擁護」と「社会的養護」、「権利擁護」と「児童養護施設」にてそれぞれ検索した。上記と同様に主題または副題に「権利擁護」が含まれるものとし、シンポジウム発表や雑誌記事の抄録など論文ではないもの、また社会的養護領域ではない論文は除いて精査した。結果、キーワードを変更しても複数検索された論文を1件とし、計10件の論文が検索された。その特徴として、全て2000年以降に投稿されている。そして、法学系の論文は0件であった。

内容の特徴は、「社会的養護」が論文タイトルに記載されていても、主に「児童養護施設」における権利擁護について記載されていた。したがって、権利擁護担保への課題が「施設内の子ども同士の権利擁護の課題」（高橋ら2004a、2004b）や「職員の配置基準の見直し」（波田埜2010、長瀬2004）といった集団養護ゆえの課題を述べていることに特徴があった。しかし、2016（平成28）年の長瀬の調査では、委託児童の権利擁護を守るために配布される「子どもの権利ノート」について自治体により差があるものの「里親委託等『権利ノート』」の配布対象が広げられ、児童養護施設以外の社会的養護の形態で育つ子どもにも配布が検討されるようになった。（長瀬2016）とある。このことから、権利擁護についてファミリーホームや里親への取り組みの必要性が関係者に認知されてきたことが窺える。

4. ファミリーホームにおける児童の能動的権利に関する調査

本研究では、ファミリーホームにおける委託児童への能動的権利の内容を明らかにするために4名の養育者（40歳代～60歳代）を対象として半構造化インタビューを行った。

表1 協力者

仮称	性別	ファミリーホーム歴	里親歴	社会的養護施設職員歴
Aさん	女性	8年	あり	なし
Bさん	男性	8年	あり	あり
Cさん	女性	8年	あり	あり
Dさん	女性	8年	あり	あり

面接時期・時間・場所

平成 28 年 10 月に各ファミリーホーム宅で約 45 分～60 分のインタビューを行った。

調査手続き

インタビューは半構造化面接にて行った。その内容を調査の許可を得て録音し、作成した逐語録を分析資料とした。また、面接過程において面接者・協力者の表情やしぐさなども合わせて逐語録に整理した。インタビューガイドは以下の通りである。

- 1) 子どもが自分の意見が出せるように工夫していることはありますか
- 2) 子どもが自分の意見を伝えた時にどのように対応していますか
- 3) 子どもの能動的権利についてはどのようにお考えですか
- 4) その他、何か言い忘れたこと、付けたしたい事などがあればお話しください

分析

質的研究法により語りを分析した。本研究では、質的研究のうち KJ 法を援用してデータの収集と分析を行った。具体的には協力者の半構造化インタビューから逐語録を起こし、データを読み返して「児童の能動的権利」に関わると思われる語りの部分を切片化しコーティングを行った。

倫理的配慮

研究調査協力の依頼として日本社会福祉学会倫理規定に照らし合わせ、協力者には以下の 4 点を口頭と書面にて伝えた。①面接参加は任意であり、回答への拒否権があること。②資料は論文投稿や学会発表しか利用しないこと。また、いつでも閲覧できること。③個人が特定されるなど、不利益が生じないように十分注意すること。④録音テープ、文字化した資料は厳密に保管し、本研究者のみ使用すること。

以上の内容に同意をいただき、研究協力者より承諾書に署名をいただいた。

5. 結果と考察

語りを分析した結果、能動的権利に影響を与える要因として 7 つのカテゴリーが生成された。表 2 にカテゴリー名と、その内容に関する説明を示した。以下、それぞれのカテゴリーについて、能動的権利に影響を与える要因が表れる代表的な語りを引用しながら考察していく。なお、以下について < > 内はカテゴリー名を、‘ ’ は概念を、下線部は概念を形成した語りを、文中の『 』は語りからの引用を表すものとする。また、調査者及び個人名は特定されないために、インタビュー内容には若干の修正を加えている。

なお本章に限り、インタビュー内容を反映させるため「児童」と「子ども」を併用して使用する。

表2 児童の能動的権利に関する関連要因

能動的権利に影響を与える要因		カテゴリーの内容説明
養育者の姿勢	傾聴する	どのような意見も丁寧に話を聞く
	子どもに寄り添う	子どもの悩みに寄り添う
	子どもを褒める	子どもの成長を感じる言動は言葉にして褒める
	アンテナを張る	子どもが望んでいることは何か常に考える
	「普通」を行う	安心に生活できることが当たり前と感じる
施設養護との違い	少人数での養育	施設と異なり少ない人数のため融通が利く
	自分を見せる	子どもと共に生活するため、仕事という感覚で関わっていない
	夫婦の姿を見せる	夫婦間の関係性を見せることは養育に影響する
	実子の影響がある	ファミリーホームを行うには、実子の理解も必要であり養育にも影響する
	自立後の拠り所	措置解除後も実家のように戻ってくる
	「一歩上を行く」	お金と時間をかけて、子どもが体験したことのない非日常を体験する
専門的な対応	養育の変化への対応	自分の子育ての時や里親を開始した時の養育と比べ、子どもへの関わり方は変化している
	子どもに合わせた対応	自身の基準を示しながらも子どもの理解力に応じて対応する
	意見を言えない子どもの対応	意見が言えない子の意見は、他児との話の中から拾い上げる
	連携	児童相談所や地域との連携を行う
進路の選択	進学を選択	高校や大学への志望校を子どもが選択する
	措置解除後の選択	措置解除後の生活について子どもが意見表明できる
やりがい	日常生活の中の喜び	日常の些細なことからも喜びを得る
葛藤がある	養育者の葛藤	子どもへの対応に関する葛藤がある
	子どもの葛藤	子ども自身の生き立ちに対して葛藤がある
	実親との関係	実親都合で子どもの権利が奪われる危険がある
制度上の課題	アフターケアの課題	措置解除後も金銭面と精神面のサポートが必要である
	運営の課題	交代勤務による家庭養護の機能への危機感がある
	里親と比較した人数の多さ	里親（4名）と比較し委託人数が多い

1) <養育者の姿勢>

‘傾聴する’ ‘子どもに寄り添う’ ‘子どもを褒める’ ‘アンテナを張る’ ‘普通」を行う’の5つの概念から生成した。この5つの概念は養育者としての基本的な姿勢であろう。これらを実践するからこそラポール形成することができ、安心して子どもが意見表明できる条件になると解釈できる。

【AさんNo.83】

本当に子どもの成長「あんた成長したね」と言うと「え、まじ」とかいて（笑）。

【AさんNo.85】

（安心した生活の）基盤があるからこそ次に進めるので、それが基盤として普通にいられる。
それが地に着くというんですかね。

【BさんNo.31】

話聞くしかないもんね。「何で」とか「どうして」という中で本人が「あれ」となったり。

【CさんNo.74】

子どもに寄り添うみたいな。そういうことがなくなってくると子どもの様子も分からなくなってくるし。

【DさんNo.44】

子どもが何を欲しているかということは常にアンテナを張っていなくてはいけない。

2) <施設養護との違い>

‘少人数での養育’ ‘自分を見せる’ ‘夫婦の姿を見せる’ ‘実子の影響がある’ ‘自立後の拠り所’ ‘一歩上を行く」の6つの概念から生成した。‘自分を見せる’ ‘夫婦の姿を見せる’ ‘実子の影響がある’ は、子どもが養育者の家庭で生活するからこそ同居する配偶者や実子との関係が養育に影響していた。‘自立後の拠り所’ も含め子どもが養育者の実子のように生活していると見ることができる。そして ‘一歩上を行く」は、Aさんが『今までやっぱりみんなより下で生きてきた子たちなんです。』（まわりの子から）いいなと言われるものを作ってあげる。それで初めてプラマイゼロになるのかなって』と語っていたが、今まで生活水準が低いと感じていた子どもたちに対して、時間とお金を使って旅行などの非日常体験を行っている。この体験は子どもの自己概念の向上に繋がっているとAさんは述べており、子どもの意識が変わることによって主体的に生活を送ることに繋がると捉えられる。これは ‘少人数での養育’ であることと、措置費以外の費用も必要になるケースもあることから施設で実践することは困難である。

このカテゴリーは一貫した養育者の家庭で少人数による生活をしているからこそ実現できる内容であると考えられる。

【AさんNo.89】

一歩上の生活をさせるというんでしょうかね。それで初めて子どもたちに植え付けられてきた自分はどっちかという一歩下、同情される側だったのがプラマイゼロになるのかな。

【AさんNo.8】

うちは実子でもっていたんです。《中略》一緒に暮らしていた子が今は実子のようにやってくれる。

【BさんNo.38】

のんびりやっていこうと、何とかなると。施設の場合は(人数が多く)そうはいかなかった。

【BさんNo.46】

うちにただいまと帰ってくる。「ごはん」とかね。

【CさんNo.39】

やはり家族の姿を見せているのは大きいかもしれないですね。施設はできないですからね。全部は見せられないですからね。

【CさんNo.70】

結局我慢とか取り繕っても仕方ない、我慢というか、もうこの生身を見せるしかないじゃないですか。

【DさんNo.70】

ファミリーホームの良さって、先に自立した子どもと私たちの関係を見て、様子を見ることができて安心することができる。そういうのが大きいかな。

3) <専門的な対応>

‘養育の変化への対応’ ‘子どもに合わせた対応’ ‘意見を言えない子どもの対応’ ‘連携’ の4つの概念から生成した。Dさんが『中途から育てて社会に出していかなくてはいけない』と語っているように、委託される時の年齢も幼児から高校生ままで幅が広く、かつさまざまな事情を抱えた子どもを養育するためには専門的な知識や技術が必要である。このカテゴリーは、主体的な権利を引き出すためにも養育者として専門的な対応について表していることが特徴である。

【AさんNo.95】

子育ての種類が違くなって私は思っているので、理念というか子育ての楽しさは一緒なんですけどやり方が、手法が違う、アプローチの仕方が違うというんですかね。

【AさんNo.2】

私に直接言ってこなくても、子どもたちで、うちは皆中高生で大きいので、子どもたち同士の中で出ていて、子どもたちの中から意見が出る。

【AさんNo.61】

(計画が苦手な子に) ダメって言われたからブーブー文句を言うのはおかしいよね。人を説得するには自分はこうする、どうやったら相手は納得するか考えて「ここまで調べてあるならいいよとなるかもしれないから良いとはいわないけれどやっごらん」って言った

【BさんNo.29】

見相の職員が親の説明をしてね《中略》親のこともあるので措置延長のことで話しあった。

4) <進路の選択>

‘進学を選択’ ‘措置解除後の選択’ の2つの概念から生成した。この語りは、子どもが能動的に発していることに特徴がある。そして子どもの望むことに対して支援を行うことが一段と前向きになっていることが見える。進学や就職、自立後の生活は将来への希望を持たせ

ることに繋がるため重要なカテゴリーである。

【AさんNo.30】

(一人暮らしをすることが難しい子が) 本人がどうしても出たい、一人暮らしをしたい というのでこれも成長の証かなと。

【DさんNo.24】

(学校は) 本当に行きたいところ行けたから、そういった作業が良かったんじゃないかな。

5) <やりがい>

‘日常生活の中での喜び’の1つの概念で生成した。Bさんが、過去に『一緒にしなくちゃいけない環境があって厳しいものがありましたよね』と述べていたが、養育者と委託児童の関係性が悪化した際に虐待に繋がる危険性もある。現在、ファミリーホーム調査検討委員会からの養育者のレスパイトケアやメンタルヘルスについて検討されている中(ファミリーホームの養育実態等に関する調査検討会2016)、『日常生活の中での喜び’から養育者のやりがいを得られることは、養育にも良い影響があると捉えられる。

【CさんNo.15】

夕飯の時間は皆で集まりたいねという所を意識してくれたのかなというので、それは凄く嬉しい。

【DさんNo.9】

(子どもが)段々変化していくことを見るのが生き甲斐だったり、やり甲斐だったりする。だからやっているのかな。

6) <葛藤がある>

‘養育者の葛藤’‘子どもの葛藤’‘実親との関係’の3つの概念で生成した。不適切な養育を受けてきた児童を受入れ養育することは困難が生じるであろう。よって、子どもの好ましくない行動が出た際に生じる‘養育者の葛藤’と子ども自身が生育歴の中で抱える‘子どもの葛藤’は必然的に発生すると解釈できる。そして、実親についてもBさんは『(突然連絡があると)子どもが揺れるんですよ』と語っているが、養育者、子どもそれぞれに実親の言動は養育に影響を与えると捉えることができる。

【AさんNo.37】

家にいる間は厳しすぎる。私は何か言っているつもりはなくても威圧的なことがあったの かなと反省してみたりね。

【BさんNo.25】

親は帰ってこいとかうし、そのような形の中で子どもよりも親の方が大変かな。それで子どもの主体性を阻止する言葉も出てきていますからね。

【DさんNo.11】

入所時は人を信用しない。暗い。無理やりここに来させられた。捨てられた。あの子なりの葛藤があり、もう家族にならないというところからきている。

7) <制度上の課題>

‘アフターケアの課題’ ‘運営の課題’ ‘里親と比較した人数の多さ’ の3つの概念から生成した。‘アフターケアの課題’ は措置解除後のサポートの問題である。法律上は措置解除すると養育者との関係は消滅するため、その後の権利を守るためにも金銭面、精神面でのサポート体制の必要性が見える。

また、‘運営の課題’ においては、ファミリーホームは夫婦で運営することが基本だが、1名の養育者に2名以上の補助者を配置して運営することも可能である⁴⁾。その際に交代勤務となってしまうと、「一貫かつ継続した特定の養育者の確保」という家庭養護の特徴が薄れてしまう。そして、‘里親と比較した人数の多さ’ も委託人数が里親より多いことから、家庭養護を保障する上でも弊害になる可能性があるかと捉えられる。

【AさんNo.22】

措置延長するとさまざまなそれこそ彼がもらえる権利ですよね。それがない。自立すると企業の奨学金とか行政のお金も頂けるんですけど、(一人暮らしの困難が予測される子も)自立しないともらえない。

【BさんNo.20】

6名定員は大変だなと感じます。

【CさんNo.47】

しょっちゅう戻ってくる子もいるし、途中でいなくなっちゃったという子もいるし。

【DさんNo.89】

子どもが30、40歳になった時に困ったときにサポートを誰がするのか、誰が見るのかそれが一番心配。

【DさんNo.83】

(ファミリーホームによっては) 補助者の状況も何人も何人も交代で勤務していて、勤務だよ。これなら施設と同じ。これが家庭養育を目指したファミリーホームなのかな。

6. 本研究のまとめ

本研究は、ファミリーホームにおいて委託児童に対する能動的な権利の取組みについて明らかにした。「委託児童の能動的権利」という抽象的な概念を実践現場から明らかにしたことは本研究の独創性であり、設置の促進を図っている中において必要な知見が得られたと考える。

今回得られた7つのカテゴリーのうち最初に挙げることは<施設養護との違い>が明確に

示されたことであろう。委託児童が養育者の自宅で生活することは、同居する配偶者や実子が児童の養育に影響を与えていた。そして〈養育者の姿勢〉から分かるように、複雑な背景を持っている児童に対して養育者自身が児童の思いを受け止め、寄り添いながら対応していることが明らかになった。林は「自立の基盤には主たる養育者への絶対的依存体験が必要不可欠です。」(林 2015) と述べているが、まずは家庭の中で安心・安全な生活を与え続けることが能動的な権利を語る基盤として必要であった。その上で、意見を引き出すためには〈専門的な対応〉が必要であることが示され、それを形にしたものが〈進路の選択〉であった。社会的養護のもとで生活を強いられた児童は「生活意欲が低く、将来に目標を持ち努力する姿勢を維持することが困難な状況」(林 2015) と言われていることから、将来に影響を与える進路について能動的に選択することは自立後の生活を考える重要である。逆説的に言えば〈進路の選択〉を児童が能動的に行えるようにするためには、家庭の中で安心・安全な生活を送ることができる環境を用意し、児童一人ひとりに合わせた対応をすることが必要であるといえる。その具体的な実践内容が本研究で示された。

しかしながら、上記の養育を行う過程では養育者も委託児童も〈葛藤がある〉ことも示された。それらの葛藤はさまざまな背景を持つ児童を養育する際には当然起こることである。この葛藤を乗り越えた際に養育者は〈やりがい〉を感じるが、葛藤を解決するための具体的なアプローチは養育者の視点以外にもさまざまな視点から研究を重ねる必要があろう。

そして〈制度上の課題〉に関しては能動的権利の保障を議論する上で、法制度に関連した課題が3点整理できた。1点目は養育者と補助者の条件である。ファミリーホームは夫婦を基本としているが、家庭的な環境が用意される場合は1名の養育者と複数の補助者を雇い行うことが可能である。そして、社会福祉法人等が職員を雇う形で設置することも可能である(法人型)。この形から1名の養育者と複数の補助者を雇うことができるため、本研究で示した〈施設養護との違い〉の条件は失われる可能性もある。未だ法人型は少ないが、今後は運営の形態の違いからも研究を進めることが必要である。2点目は委託児童の人数である。里親の定員との比較からファミリーホームの委託人数の多さが養育に影響を与えることが語られていたが、同じ家庭養護である里親と比較した研究も必要である。そして3点目がアフターケアである。委託児童の多くは実親を頼ることはできない。よって、自立後の追跡調査から必要な支援について明らかにしていく必要がある。

本研究の限界は、調査協力者が4名と少ない中での結果であること、また全員が里親から移行してファミリーホームを開設され、養育経験は10年以上の方を対象とした調査の結果であることである。養育経験の浅い方の意見が反映されていないことは本研究の限界であり、今後調査対象を拡大する必要がある。

補 注

1) 委託児童の定員は5~6名。第二種社会福祉事業である。国が定めている条件は以下のとおりである。

① 養育里親(専門里親を含む。以下同じ。)として委託児童の養育の経験を有する者が、

養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの。

② 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）。

③ 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの。

- 2) 平成 24 年 1 月の社会保障審議会児童部会社会的専門委員会において「家庭的養護」と「家庭養護」を区別し、児童養護施設のグループホーム等、施設での小規模化を目指していることを「家庭的養護」、里親・ファミリーホームを「家庭養護」と整理している。
- 3) 恩寵園事件とは、1990 年代に千葉県の子童養護施設「恩寵園」で起きていた施設内虐待のことである。当時の施設長他の施設関係者が、入所児童に対して身体的な虐待等を行っていた。
- 4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱の規定「第 7 職員」のうち①～③には以下のことが記されている。
 - ① ファミリーホームには、2 人の養育者及び 1 人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。なお、この 2 人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする。
 - ② ①の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1 人の養育者及び 2 人以上の補助者とすることができる。
 - ③ 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。

引用文献

- ファミリーホームの養育実態等に関する調査検討会. (2016). 『ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書』, みずほ情報総研株式会社.
- 外務省. (2010). 児童の権利委員会第 54 回会期, 『条約第 44 条に基づき締約国から提出された報告の審査最終見解：日本』.
- 波田埜英治. (2010). 「社会的養護と子どもの権利擁護－小規模グループ形態の住居・施設、児童養護施設等の施設におけるケア単位の小規模化における一考察－」, 聖和論集, 38, pp.39-43.
- 林浩康. (2015). 「社会的養護施策の動向と自立支援」, 教育と医学, 6, pp.11-34.
- 北川清一. (2005). プロローグ「施設養護と状況論的アプローチ－ソーシャルワーク実践との同一化の視点を探る－」. 北川清一編. 『児童福祉施設と実践方法－養護原理とソーシャルワーク－』, 中央法規出版, pp.1-9.
- 厚生労働省. (2016). 『社会的養護の課題と将来像の実現に向けて』, 厚生労働省雇用均等・児

童家庭局家庭福祉課。

- 中安恆太. (2015). 「社会的養護の必要な児童の権利擁護－ファミリーホームの実践から－」, 星槎大学附属研究センター研究集録, 10, pp.113-123.
- 長瀬正子. (2004). 「社会的養護のもとで暮らす子ども・若者の参加－児童養護施設における子どもの権利擁護の取り組みに注目して－」, 社会問題研究, 54, pp.61-82.
- 長瀬正子. (2016). 「全国の児童養護施設における『子どもの権利ノート』の現在－改訂および改定の動向に焦点をあてて－」, 社会福祉学部論集, 12, pp.73-92.
- 飯浜浩幸. (2005). 第12講「施設養護と施設形態」. 北川清一編. 『児童福祉施設と実践方法－養護原理とソーシャルワーク－』, 中央法規出版, pp.184-198.
- 高橋重宏・澁谷昌史・才村純 他 (2005), 「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究 (その1)－児童養護施設における子ども同士の権利侵害に関する意識調査－」, 日本子ども家庭総合研究所紀要, 41, pp.7-14.
- 高橋重宏・澁谷昌史・才村純 他 (2005), 「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究 (その2)－児童養護施設における子ども同士の権利侵害に関する意識調査－」, 日本子ども家庭総合研究所紀要, 41, pp.15-26.